## 被災地における相談プロジェクト~岩手への派遣~

東京三会復旧復興本部 被災地相談PT担当 第二東京弁護士会

新谷泰真

## 1 はじめに

私は、平成19年から平成22年10月まで、岩手県宮古市にある宮古ひまわり基金法律事務所において、公設事務所所長を務めていた。今回の震災は、私の思い入れのある地域を襲った災厄であり、友人知人も大勢被災し、慣れ親しんだ町並みも見るも無惨な姿になってしまった。

震災の混乱さめやらぬ平成23年3月31日、日弁連の災害対策本部において、岩手県沿岸部の現地視察と岩手弁護士会との意見交換をすることになり、岩手弁護士会との面識や、沿岸部の土地勘がある私も視察団に参加するよう命じられた。

## 2 岩手弁護士会の状況

岩手弁護士会には、震災当時約90名の弁護士が所属していた。大部分の弁護士は盛岡市に事務所を置いており、震災と津波により甚大な被害を受けた沿岸部には、当時7つの法律事務所しかない状況であった(久慈市1、宮古市3、釜石市2、大船渡市1)。しかも、このうちひまわり基金公設事務所が3つ、法テラス4号事務所が1つであり、岩手県沿岸部は震災前からもともと弁護士過疎問題が深刻な地域であった。なおかつ、今回の震災によって、釜石の2事務所が津波の被害を受けて流失していた。

盛岡市から沿岸各市町村までは、いずれも車で 片道2~3時間を要するうえ、盛岡市における弁護 士数も決して多くはなく、沿岸部の膨大な数の被災 者が抱える法律問題への対処には、マンパワーが 絶対的に不足することが予測された。

#### 3 震災直後の動き

こうした困難な状況にもかかわらず、岩手弁護士 会では、会を挙げて震災直後から沿岸部の被災者 に対する情報提供・法律相談を行っていた。しかし、 岩手弁護士会単独で対処するには、今回の震災は あまりにも広範囲に甚大な被害を及ぼしていた。岩 手弁護士会と日弁連災対本部の視察団で、3月31 日に意見交換を行った結果、岩手弁護士会だけで は人手不足であり、他会からの応援を頂きたいとの 要請があった。

この時点で、東京-盛岡を結ぶ東北新幹線は、 震災の影響により不通となっていたことから、東京 三会による支援は難しく、当面は陸路、空路によっ て岩手入りが可能な青森弁護士会、秋田弁護士会、 近弁連、道弁連から応援弁護士を派遣して対応す ることとなった。

当面の相談体制は、一日あたり8名(岩手会2名、他会6名)を沿岸部に派遣し、避難所において巡回法律相談を行うこととなった。

## 4 東京三会の参加

5月4日、それまでの被災地相談体制の総括と、 今後の相談体制を協議するため、岩手弁護士会に おいて、他会を交えて合同支援会議を行った。

4月末にようやく東北新幹線が開通し、東京からの応援を行う条件も整ったため、私と瀧上明弁護士の2名で合同支援会議に参加し、今後の派遣体制について協議を行った。なお、瀧上明弁護士は元釜石ひまわり基金法律事務所の所長であり、当時は東京弁護士会に所属していた。その後、被災地支援のために岩手弁護士会に登録替えし、釜石市に個人事務所を開設している。

この会議において、①東京三会は6月から相談応援に参加すること、②その担当は6月13日から18日まで、7月4日から7月9日まで、7月18日から23日までの3週間とすること、③一日あたり2名の弁護士を派遣すること、が決まった。

(東京三弁護士会の活動記録)

#### 5 岩手への現地視察と岩手弁護士会との協議会

岩手への派遣が決まったため、5月28日から5月29日にかけて、東京三会の対策本部の主要メンバーを岩手に派遣し、現地視察と岩手弁護士会との協議を行った。

## 6 相談方法の概要

6月1日から、それまでの避難所を巡回して法律 相談を実施する方式から、市役所等で定点相談場 所を設けて相談を実施する方式に切り替えられた。 これは、震災後一定期間が経過し、交通等の回復 が見られたこと、避難所を出て行く人も増えて来て おり、定点相談に切り替えた方が十分に周知がで き、相談者もかえって増えるのではないか、と判断 されたことが理由であった。

これに伴い、岩手県沿岸部の6市町村(宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市)に定点相談所を確保し、月曜日から金曜日まで、一日2箇所ずつ(金曜日は4箇所)相談を実施し、各市町村で週2回の相談を行う体制となった。

盛岡から沿岸部までは、片道2~3時間を要し、 公共交通機関も未発達であった。そこで、応援弁 護士は盛岡市に宿泊した上で、毎日岩手弁護士会 の会員が現地まで往復の送迎を行うこととなった。 一日2箇所の相談場所に各1名ずつ他会の応援弁 護士を配置し、午後1時から午後5時まで法律相 談を実施するかたわら、送迎にあたった岩手弁護 士会員は、周辺避難所等において情報提供業務の ために岩手弁護士会ニュースを配布するなどの活動 を行った。

#### 7 相談の実施

東京からの派遣にあたっては、3泊4日で中2日 を相談にあてるスケジュールを基本として相談担当 者の募集を行い、全ての担当日について人員を確 保することができた。(金曜日担当者のみ、2泊3日)。 費用については法テラスの出張相談制度が利用 できることとなった。

現地での相談については、相談場所や日によって相談数の多寡はあったものの、相談ニーズは多く、遠方から応援派遣をする意義があったものといえる。特に、6月の相談担当期間においては、震災から3ヶ月という節目を迎える一方で、相続放棄の熟慮期間の延長に関する特例法が未だ成立していない時期であり、相続に関する相談が非常に多く寄せられた。

全体としてみると、相続問題、ローンの問題、借 地借家をはじめとする不動産の問題などが多かった。 時間が経つにつれて相談数が減少していったこ と、山田町・陸前高田市に法律相談センターができ、 岩手会員による定期的な相談の拠点が完成したこ

とから、7月をもって他会からの応援を終了した。

8 感想

# 今回甚大な被害を受けた東北地方太平洋沿岸 部は、震災前から弁護士過疎が深刻な地域であり、

今回の震災は、こうした弁護士過疎地域を直撃した悲劇であった。

こうした状況の下、震災直後の急性期において、 被災した単位会だけではカバーしきれない法律相 談業務を、他会の応援において対応することは非 常に意義があったといえる。一方、時間が経つにつ れ、相談だけに留まらず、受任を必要とする事件が 増えてくることから、被災地支援においては現地で 活動する弁護士を増やす事が必須となってくる。

岩手に関しては、被災地支援のため、瀧上明会 員が釜石市で事務所を開設し、大沼宗範会員が 遠野ひまわり基金法律事務所の勤務弁護士となり、 精力的に被災者のための活動を行っている。

継続的な被災地支援のためには、現地で活動するための弁護士確保が必要であり、今後は人材確保への取り組みが課題となると考えている。